

重要なお知らせ

携帯品・別送品申告書（税関申告書）

上記にございます申告書を1家族に1枚ご記入して頂く必要がございます。
 出入国管理局による要請の為、黒色もしくは青色のペンでご記入頂きますようお願い申し上げます。

全項目ご記入頂き、下船された後、税関検査の際に税関職員にお渡しください。税関職員が回収いたします。

(A面) 日本国税関 税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
 家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船舶)名 **ダイヤモンドプリンセス** 出発地 **台湾**

入国日 年 月 日 **「11月7日」とご記入ください。**

氏名 **フリガナ**

現住所(日本での滞在先) 電話 () () () () () ()

職業

生年月日 年 月 日 **職業**

旅券番号

同伴家族 0歳以上 名 1歳以上20歳未満 名 20歳以上 名 **生年月日**

※ 以下の質問について、該当する□に「☒」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(B面を参照) ☐ ☐

② 免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など ☐ ☐

③ 商業貨物・商品サンプル ☐ ☐

④ 他人から預かったもの ☐ ☐

※ 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか? はい いいえ

※ 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? ☐ はい () ☐ いいえ

※ 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限り。)
 税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》
 海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名

ご署名

パスポート番号(旅券番号)

同伴家族が何名いるかご記入ください。

1.2.3.の質問について該当する□にチェックしてください。